

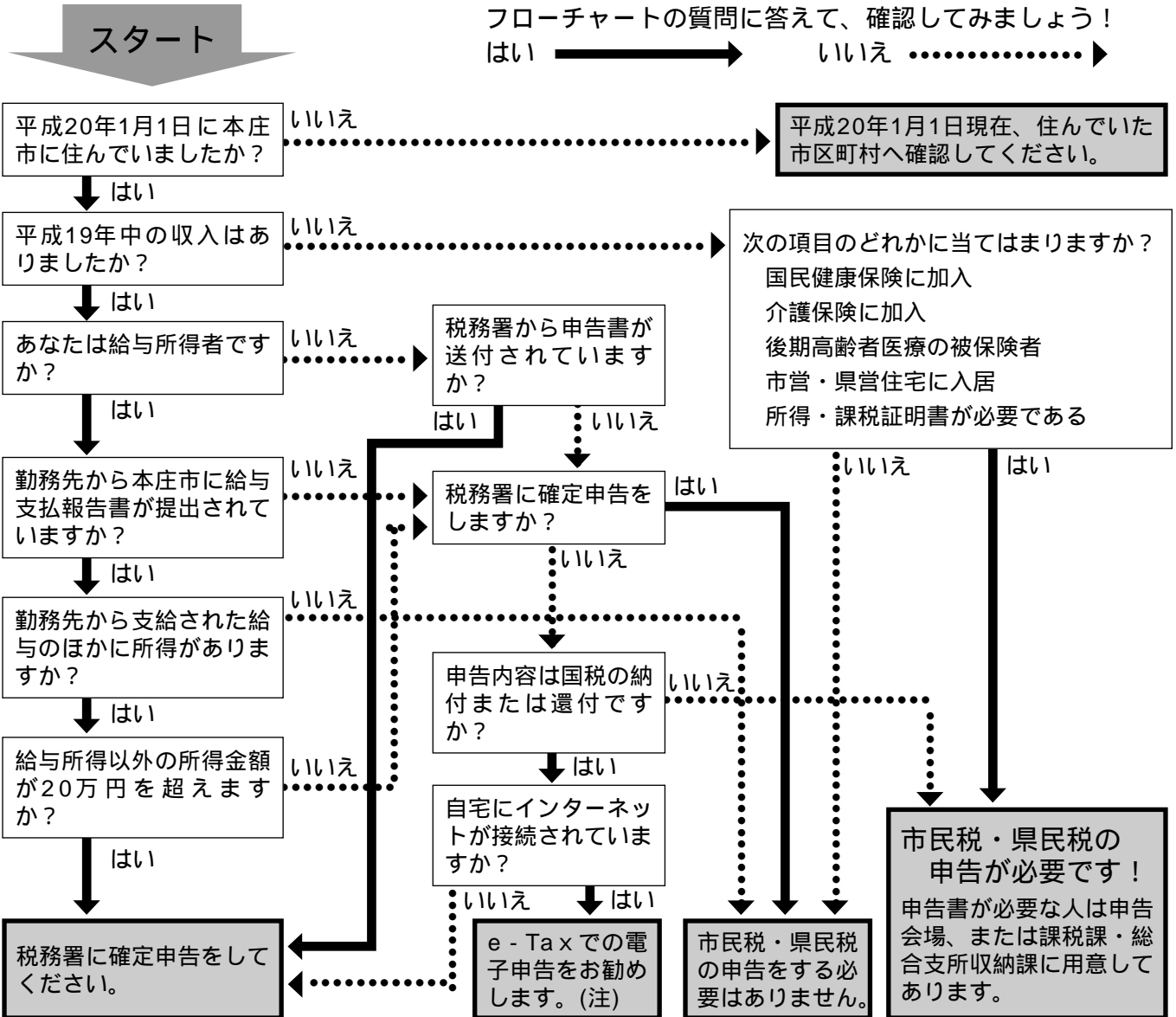


市民税・県民税の申告は 正しく、期限内に!

今年もいよいよ申告時期になりました。毎年、期限間近になると、会場がたいへん混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。

課税課 1123

あなたの申告は住民税申告？それとも確定申告？



(注) 税務署に電子申告届出書を提出し、暗証番号の取得を行い、住民基本台帳カード(電子証明書の記載有)とICカードリーダーライターを取得すれば、電子申告をすることが可能です。平成19年分か平成20年分のいずれかの期限内申告で、所得税額を限度として、最大5千円の税額控除があります。詳しくは本庄税務署(2111)へ。

次に該当する人は、税務署で申告してください。
 青色申告の人 平成18年分以前の確定申告 死亡者の確定申告 土地・建物・株式の譲渡所得 住宅借入金等特別控除 山林所得 災害減免 外国税額控除 外国に住んでいる人の扶養控除を受けたい人 医療費控除で領収書の返却を求める人

申告相談日程

月	日	会 場		
		市役所 6 階大会議室	総合支所大会議室	
2 月	18日	前原・南・緑・東富田・栗崎	/	
	19日	東台・住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）・傍示堂・鶴森		
	20日	日の出		
	21日	五十子・西五十子・東五十子・朝日町・今井		
	22日	銀座・寿・けや木		
	25日	四季の里・北堀・共栄全域・高関		第一金屋・長沖・高柳
	26日	堀田・滝瀬・宮戸・小和瀬		第二金屋・第三金屋
	27日	牧西・下仁手・上仁手・仁手・田中		塩谷・飯倉・田端
	28日	沼和田・山王堂・杉山・新井・三友・都島		宮内・保木野・秋山
3 月	29日	見福・四方田	本泉全域	
	2日		市内全域（市民税・県民税申告優先）	
	3日	中央・千代田・久々宇	風洞・東小平・西小平	
	4日	若泉	長浜町・鍛冶町・上町	
	5日	吉田林・上真下	下町	
	6日	蛭川・下浅見・入浅見	本町	
	7日	栄・下真下	仲町・新町・連雀町	
	9日	市内全域（市民税・県民税申告優先）		
	10日	本庄	市内全域（市民税・県民税申告優先）	
	11日	小島		
	12日	柏・駅南・西富田		
	13日	小島南・下野堂		
	14日	市内全域		
17日	市内全域（市民税・県民税申告優先）			

受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～ 4 時



申告時に必要なもの

印鑑
収入金額や経費がわかるもの
給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票
事業所得（営業、農業）、不動産所得のある人：収支内訳書
配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書
各種の控除を証明できるもの
社会保険（任意継続、国民

健康保険、国民年金、介護保険等）、生命保険（一般、個人年金）、地震保険（経過措置の損害保険を含む）などの領収書または証明書
医療費控除を受ける人：医療費控除内訳書と医療機関に支払った費用の領収書等
保険金などで補てんされた金額がわかる書類
障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳など（介護保険の要介護2か

ら要介護5までの認定を受けている人で身体障害者手帳等を持っていない場合は、市が交付する『障害者控除対象者認定書』。詳しくは「介護保険要介護認定者の障害者控除の適用」をご覧ください。）
収支内訳書・医療費控除内訳書はあらかじめ作成しておいてください。
必要書類が不備の場合、再度ご来場いただくこともあります。

また、6月2日以降の申告となる場合、最長で2か月かかります。
申告は、期限内に済ませましょう。
平成19年度分（平成18年分）以前の期後後申告による市民税・県民税については、6月6日に納税通知書を発送する予定です。このため、所得・課税証明書も6月6日からの発行となります。

介護保険要介護認定者の障害者控除の適用

介護保険の要介護認定（要介護2～5）を受けている人は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示することで、障害者控除を受けられる場合があります。

対象 平成19年中に要介護2から要介護5までのいずれかの要介護認定を受けていて、障害の程度が身体障害者等に準ずる人

申請方法 本人または代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記の窓口へ
介護いきがい課 171
9、総合支所健康福祉課
⑦ 1331（内線313）

申告は期限内にお願いします

平成20年度分（平成19年分）の所得・課税証明書は、6月2日から発行する予定です。期限内に申告を行わない人は、所得・課税証明書が6月2日に発行できない場合があります。